

## フランス憲法と緊急事態宣言

2020年6月14日

弁護士 金塚彩乃

### 1. 自己紹介

### 2. 緊急事態宣言に関するフランス的論点

行政権優位の国 → その民主的な統制はどのようにあるべきか？

法治国家という観点

民主的・裁判的統制 - 民主主義とは何かという問い

基本的人権（公的自由）に関するまなざし

### 3. 緊急事態宣言

#### （1）フランスの制度

・憲法上の非常事態の大統領の権限（憲法16条）

フランスで唯一使われたのは、1961年5月3日で、アルジェリア戦争の最

中の軍事裁判所の設立の例

-発令の条件：

「国の独立、その領土の保全あるいは国際協約の履行が重大かつ直接に脅かされ、かつ、憲法上の公権力の適正な運営が中断されるとき」

「首相、両院議長、憲法院に諮問」

-どのような措置を講ずるかについては憲法院への義務的諮問

-国会の当然の集会、下院は大統領による非常事態権限の行使中は解散されない

-非常事態権限行使の30日後に、国民議会司法、元老院議長、または60名の国民議会議員もしくは60名の元老院議員は、発令の要件が満たされているかを審査するために、憲法院に付託をすることができる。憲法院は、最短期間に、公開の意見を表明して裁定する。憲法院は、非常事態権限の行使の60日経過後、およびその期間を超えるといつでも、職権により当然に審査することができる。

-内容的制約

憲法16条に基づく憲法改正はできない

-裁判統制

憲法16条の権限発令すること自体は、裁判の審査の対象にならないが、発令の枠内で取られた行政の措置については、行政裁判所の監督に服する（判例）

-大統領の責任

憲法16条の発令が、「大統領の職務に明らかに反する違反行為」である場合に

は、憲法68条に基づき国會議員により構成される高等法院 Haute Cour による罷免の可能性

・戒厳令（憲法36条）

まだ一度も発令されたことはない

発令は閣議によって決定され、12日を超える場合には、国会の許諾が必要

・1955年4月3日の法律（緊急事態法）

1955年（アルジェリア戦争）

1958年

1961年—1962年

1985年—1987年（ニューカレドニア）

2005年10月の暴動の後

2015年11月13日のテロの後

— 2015年11月14日閣議決定

— 法律による延長：2015年11月20日の法律（法律第2015-1501号）

— 法律による延長：2016年5月20日の法律  
(ニースでのテロ：2016年7月14日)

— 法律による延長：2016年7月21日の法律（法律第2016-87号）

— 法律による延長：2016年12月19日の法律（法律第2016-1767号）

— 法律による延長：2017年7月11日の法律（法律第2017-154号）

(2) コロナウイルス感染拡大に際しての新しい立法

— 経緯

・3月16日：政令による外出禁止令。「緊急事態の法理」に基づく発令

・3月18日に政府による公衆衛生上の緊急事態に関する法案提出

・3月19日に上院で可決

・3月21日下院で可決

・3月23日の法律として成立

・3月24日から施行

・3月25日：法律に基づく政令公布

・5月11日：法律による7月10日までの緊急事態宣言の延長

・現在：緊急事態宣言の後の特別措置に関する政府提出法案の準備中

— 取られた対応

(3) フランスの特色

- 憲法院
- 行政裁判所

フランスでのチェックの流れとしては

政府による法案作成 → コンセイユデタによる審査 → 国会での法律成立  
→ 憲法院による憲法適合性審査（付託がある場合） → 公布  
⇒ 法律に基づき行政により取られた措置に関する行政訴訟  
⇒ 事前の憲法適合性審査がない場合あるいは状況が変わった場合に具体的な事件において適用される法律の憲法適合性審査

— 実際の審査例

- ・ 1955年法の場合
- ・ 2020年法の場合

- ★ このような判断に基づき、2016年1月1日から2017年5月5日までに間ににおいて、行政裁判所には実に863件の申立てがあり、32.8%のケースにおいて、行政による行為の無効宣言あるいは中止の命令が出された。コンセイユデタも、112の決定を出しており、最終的に内務大臣の責任の下において取られた行為の40%の効力が否定された。
- ★ 2020年の緊急事態宣言においても6月初めの時点で、すでに300件以上の申立てが行政裁判所に対して行われている。

(4) 日本の緊急事態宣言の問題

法的統制の欠如、救済手段の欠如

(5) 日本の緊急事態条項の問題

- そもそも憲法に記載することが必要か否か
- 条項を厳しく絞ればいいのか
- 三権分立の徹底（独立した裁判所）及びその他の人権保障の機関（少なくとも政府から独立した憲法裁判所が不可欠

- 「忘恩の義務」が徹底するか？
- 制度上の欠陥と個々人の権利意識

#### 4. 檢察官の任期延長に関する

##### (1) パリ警察長官の任期延長に関する判決

- ・国家公務員の身分について定める1984年1月11日の法律第68条は、『国家公務員は、法令に定める例外の場合を除き、定年を超えてそのポストに留まることはできない。』と定めている。』
- ・「公務員は定年を迎えた時点で自動的に公務から退くこととなる。したがって、定年の適用除外が法律で定められている場合を除き、当該公務員の職務の重要性あるいは実質的にその職務を遂行することのできる後任の者を直ちに任命することが不可能な場合という特別な状況により当該公務員がそのポストに留まることが必要とされる特別な場合以外の場合においては、当該公務員が後任の任命が行われるまでの間、そのポストに適法に留まることはできない。」
- ・「1984年1月11日の法律には警察長官の定年を適用除外とする条項はない。」
- ・「また、2001年第一四半期の時点で、当該警察長官が後任の者が決まるまで適法にポストに留まることを正当化する特別な事情は認められない。」

##### (2) 檢察官の独立と憲法改正案

憲法院2017年12月8日判決：職務の性質上一定の制約は伴うものの、検察官は司法官として憲法上の独立が保障される。